

退職後の健康保険について

任意継続保険の場合

退職等により健康保険の資格を喪失した場合の健康保険の加入方法は、当組合の任意継続保険への加入、国民健康保険、家族の健康保険の被扶養者（家族に扶養されていることが条件）の選択となります。

このうち、組合の任意継続保険の加入要件は、資格喪失日の前日までに継続して2か月以上の被保険者資格があり、資格喪失日から20日以内に申出ることが必要です。

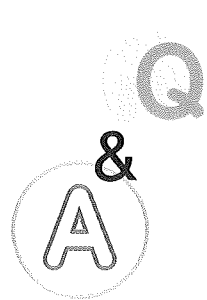
加入できる期間は2年間です。途中で任意に資格喪失することはできませんが、次の要件に該当した場合は資格喪失となります。

- ① 就職により被保険者となったとき。
- ② 保険料を納付期日までに納付しなかったとき。
- ③ 死亡したとき。

④ 75歳で後期高齢者医療の被保険者となったとき。

保険料は、退職時の標準報酬月額と前年度9月30日現在の当組合平均標準報酬月額（平成26・27年度は38万円）のいずれか低い額に保険料率（平成27年度は千分の95）を乗じて決定されます。

介護保険第2号被保険者に該当される方は、介護保険料（平成27年度は千分の14）も含めて決定されます。



Q 保険給付に差はありますか？

A 在職時と同様の保険給付を受けることができますが、傷病手当金、出産手当金は受給できません。ただし、退職時に傷病手当金、出産手当金の継続給付の受給要件を満たしている場合は、資格喪失後の給付として受給することができます。

Q 人間ドック、婦人生活習慣病予防健診、宿泊助成等の補助は受けられますか？

A 在職時と同様に受けることができます。

Q 任意継続保険と国民健康保険はどちらの保険料が安いのですか？

A 例として、任意継続の保険料は、退職時42歳、標準報酬月額50万円、被扶養者の人数に関係なく一般保険料3万6100円、介護保険料53200円（標準報酬月額38万円

で計算）、合計4万1420円（月額）となり、毎月払いの場合は年額49万7040円となります。

東京都千代田区国民健康保険の場合、年収830万円、総所得金額630万円の方が、無収入の配偶者（42歳）と加入した場合、約66万3000円（年額）となります。

ただし、国民健康保険料については、市区町村により保険料率等が異なり、加入する世帯の人数や収入によっても計算が異なりますので、お住まいの市区町村の国民健康保険担当窓口へご確認ください。

また非自発的失業者（倒産・解雇・雇止め等）の場合、前年の給与所得を100分の30にみなして計算するなどの軽減措置等がありますので、留意ください。

Q 退職後は年金収入のみならず、2年間のうち保険料等の変動はありますか？

A 任意継続保険の保険料は、当組合の保険料率の変更、または前年度9月30日現在の平均標準報酬月額の変更があった場合は変動します。